

国土交通省

第 2 号 様 式

# 自動車輸送統計調査 ご協力をお願い

国土交通省総合政策局交通経済統計調査室

国土交通省では、行政施策の企画・立案、効果の測定等に不可欠な基礎資料を得るため、各種の統計を実施しております。今回、皆様にご協力をお願いいたします自動車輸送統計調査につきましても、日本国内における自動車輸送の実態把握のために不可欠な資料として位置づけられております。

つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解頂き、本調査へご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ◎ なぜ、うちの車が調査に当たったの？

国内の全ての自動車を毎月調査することは難しいため、地域別、車種別の層ごとに無作為に抽出した自動車の使用者の方に調査へご協力を頂くことで、必要な統計情報を収集しております。

## ◎ プライバシーは守られるの？

ご回答頂いた内容については、統計法第41条により秘密が保護されます。

## ◎ 貨物輸送はしていない・調査期間中は車を使わないのですが？

貨物を積んだ走行だけではなく、貨物輸送をしなかったということや、車を使用しなかったということも大切な統計情報です。重ねてご協力をお願い申し上げます。

## ◎ 調査結果はどのように使われるの？

皆様にご記入頂いた調査票は、「自動車輸送統計月報・年報」等の報告書にまとめられ、各種交通施策の策定等の基礎資料として活用されます。

なお、各種報告書、記入要領、調査の詳細等については、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/>)にてご覧頂けます。

また、ご記入頂いた調査票は、調査期間終了後15日以内に、同封の返信用封筒にてご返送ください。

## 【！】 調査票を取り扱う際のご注意

- ① ご記入に当たっては、「この冊子」を必ずお読みください。
- ② 調査票は、切り離さないでください。
- ③ 本調査について、ご不明な点等がございましたら、下記の問い合わせ窓口までお問い合わせください。

## 国土交通省自動車輸送統計調査 問い合わせ窓口

0120-121-711 受付時間 午前9:30～午後6:30 (土曜・休日を除く)

※ 携帯電話、自動車電話、PHSからもご利用になれます。

# 自動車輸送統計 調査票の記入のしかた

－貨物自家用－

① 調査票の表紙に記載されている調査期間（7日間）について、記入してください。

② 記入方法

## 第1頁

「報告者」

・あなたの住所及び氏名又は名称等を記入してください。

報告者	住所	(〒100-8918) 東京都千代田区霞が関 2-1-3
	氏名 又は 名称	フリガナ コウド タロウ 国土太郎
	電話番号	00 ( 00 ) 0000

報告者の住所、氏名又は名称（フリガナも）を記入してください。  
また、記入された調査票の記入内容を確認させて頂く場合があるため、電話番号を記入してください。

## 第2頁

### 2. 自動車について

#### (1) 調査期間中の走行距離

・調査開始時と調査終了時のメーターの数字を基に、期間中の走行距離を記入してください。

#### (2) 休車日数

・休車日数は、調査期間中に貨物を輸送しなかった日数を記入してください。

(例1) 調査期間中（7日間）に貨物を積んで走行した日数が3、  
貨物を積まないで人を乗せて走行した日数が3、  
自動車を全く使用しなかった日数が1であった場合、  
休車日数は「4」と記入してください。

(例2) 調査期間中（7日間）のいずれの日においても、  
貨物は積まず人を乗せて走行した場合は、  
貨物を輸送していないので、休車日数は「7」と記入してください。

【記入例】

(注意事項)

- ① 貨物を積まないで、人を乗せて走行した場合は記入しないでください。
- ② 工事現場等の往復等に使用している自動車で、常時、同じ工具等を積んで走行している場合は記入しないで下さい。
- ③ 工事現場等の中だけで輸送し、道路を少しも走らない時は、記入しないでください。
- ④ 全く走行しない、又は上記の①～③の場合は第3頁の記入は不要ですが、第2頁は記入してください。

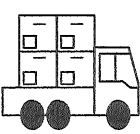
	輸 送 区 間															
<p><b>月 日</b></p> <p>貨物を積んで走行した月日を記入してください。 調査開始日の午前0時以前に積込を行った輸送については記入しないでください。 調査終了日の午後12時(夜中)時点で取卸しを完了していない輸送については記入してください。</p>	貨物を積込んだ場所 10月11日 都道府県コード※ 113	貨物を取卸した場所 10月11日 都道府県コード※ 08	<p><b>輸送区間</b></p> <p>貨物を積込んだ場所・取卸した場所は都道府県単位の記入とし、都道府県コード一覧[別紙1]より、該当する都道府県コードを記入してください。</p>													
	走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 49.2	輸送貨物品目コード 43 重量(kg) 十 万 千 百 十 一 2295	キログラム数で表せないものは、すべてこの欄に記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品名	数量	単位										輸送回数(回) 十 一 11 備考
品名	数量	単位														
<p><b>走行距離</b></p> <p>片道1回分の距離を記入してください。 複数回分をまとめて1行に記入する場合でも、走行距離は片道1回分を記入してください。</p>	貨物を積込んだ場所 10月12日 都道府県コード※ 08	貨物を取卸した場所 10月13日 都道府県コード※ 51	<p><b>輸送区間</b></p> <p>貨物を積込んだ場所・取卸した場所は都道府県単位の記入とし、都道府県コード一覧[別紙1]より、該当する都道府県コードを記入してください。</p>													
	走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 105.0	輸送貨物品目コード 52 重量(kg) 十 万 千 百 十 一 (空欄)	キログラム数で表せないものは、すべてこの欄に記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>7000</td> <td>ℓ</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品名	数量	単位	ガソリン	7000	ℓ							輸送回数(回) 十 一 11 備考 フェリー大洗～葛城
品名	数量	単位														
ガソリン	7000	ℓ														
<p><b>品 目</b></p> <p>輸送した品目について品目コード一覧[別紙1]より該当する輸送貨物の品目コードを記入してください。 複数の貨物を輸送した場合は、その中で総重量が最も大きい貨物の品目コードを記入してください。</p>	<p><b>重 量</b></p> <p>貨物の重さをkg単位で記入してください。kg単位での記入が困難な貨物については、右の欄にその品名、数量及び単位(m、ℓ等)を記入してください。複数回分を1行に記入する場合は、回数分の合計の重量を記入してください。</p>															

※ 輸送状況が、『運行途中に積込、取卸のある場合』 } 次ページ以降を  
 『集配など、複数個所を回り出発地に戻る場合』 } 参考にしてください。

# ◎ 運行途中に積込、取卸のある場合

10月2日  
A：東京都千代田区  
4,000kg積込  
(品目→机)

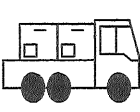
重量  
4,000kg  
走行距離  
427.0km



輸送区間	
貨物を積込んだ場所 10月2日 都道府県コード※ 13	貨物を取卸した場所 10月2日 都道府県コード※ 16
走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 4 2 7 0	輸送貨物品目コード 70 重量(kg) 十 万 万 千 百 十 一 4 0 0 0
品名	数量 単位
輸送回数(回) 十 一 1	備考

10月3日  
B：富山県富山市  
2,000kg取卸  
(品目→机)

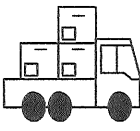
重量  
2,000kg  
走行距離  
203.0km



輸送区間	
貨物を積込んだ場所 10月3日 都道府県コード※ 16	貨物を取卸した場所 10月3日 都道府県コード※ 18
走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 2 0 3 0	輸送貨物品目コード 70 重量(kg) 十 万 万 千 百 十 一 2 0 0 0
品名	数量 単位
輸送回数(回) 十 一 1	備考

10月4日  
C：福井県敦賀市  
1,000kg積込  
(品目→机)

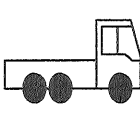
重量  
3,000kg  
走行距離  
130.0km



輸送区間	
貨物を積込んだ場所 10月4日 都道府県コード※ 18	貨物を取卸した場所 10月4日 都道府県コード※ 23
走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 1 3 0 0	輸送貨物品目コード 70 重量(kg) 十 万 万 千 百 十 一 3 0 0 0
品名	数量 単位
輸送回数(回) 十 一 1	備考

10月5日  
D：愛知県名古屋市  
3,000kg取卸

重量  
0kg  
走行距離  
343.0km



輸送区間	
貨物を積込んだ場所 月 日 都道府県コード※	貨物を取卸した場所 月 日 都道府県コード※
走行距離(キロメートル) 千 百 十 一	輸送貨物品目コード
	重量(kg) 十 万 万 千 百 十 一
品名	数量 単位
輸送回数(回) 十 一	備考

(貨物を積んでいない  
走行は記入しない)

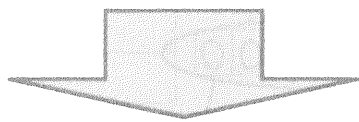
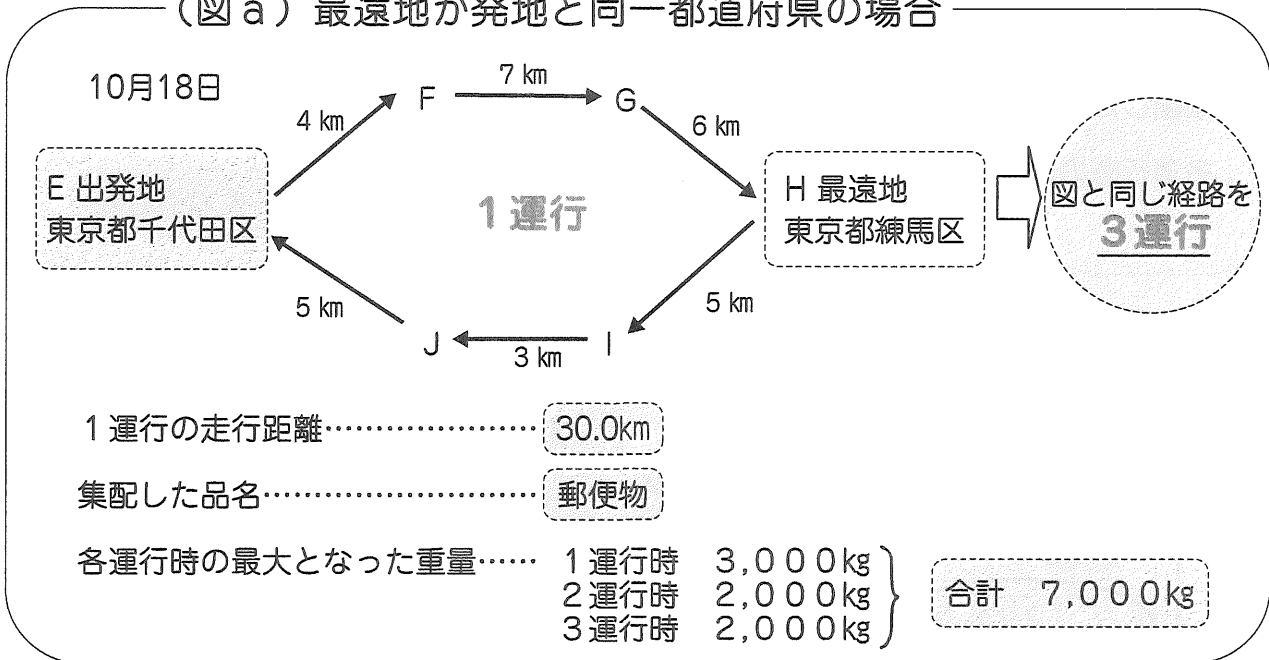
E：神奈川県横浜市

## ◎ 集配など、複数箇所を回り出発地に戻る場合

### <注意点>

- ・ 発地から最も遠い地点（最遠地）までの往復を1運行と考えてください。
- ・ 走行距離は、1往復の半分の数値を記入してください。
- ・ 輸送回数は、往路1回、復路1回として記入してください。
- ・ 重量は、各運行時の最大重量を記入してください。
- ・ 最遠地が発地と同一都道府県の場合は、往路と復路をまとめて記入してください。（(図a)参照。）
- ・ 最遠地が発地と他都道府県の場合は、往路と復路を別に記入してください。（(図b)参照。）

(図a) 最遠地が発地と同一都道府県の場合



輸 送 区 間			
貨物を積込んだ場所	貨物を取卸した場所		
10月18日 都道府県コード※ E 13	10月18日 都道府県コード※ H 13		
走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 1 150	輸送貨物品目コード 85 重量(kg) 十 万 千 百 十 一 7000	キログラム数で表せないものは、 すべてこの欄に記入してください。	輸送回数(回) 十 一 6 備 考
	品名 数量 単位		

**走行距離**

1 運行の走行距離の半分を記入してください。  
30.0km ÷ 2 = 15.0km

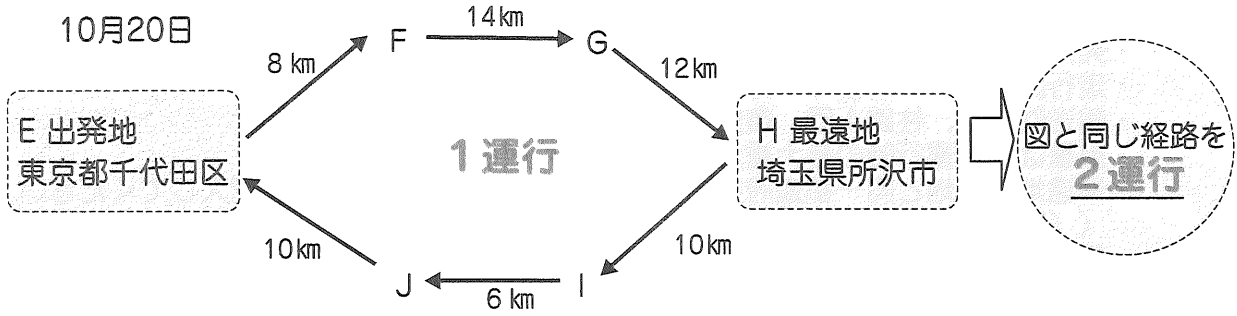
**重量(kg)**

各運行時の最大となった重量の合計を記入してください。

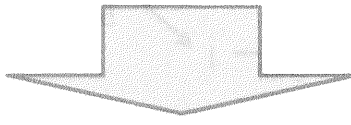
**輸送回数**

1 運行を2回（最遠地までを1回、出発地に戻ってくるまでを1回）として記入してください。  
2回(1 運行) × 3 運行 = 6回

(図b) 最遠地が発地と他都道府県の場合



1 運行の走行距離..... 60.0km  
 集配した品名..... 郵便物  
 各運行時の最大となった重量..... 1 運行時 3,000kg } 合計 5,000kg  
 2 運行時 2,000kg }



貨物を積込んだ場所 10月20日 都道府県コード※ 13		貨物を取卸した場所 10月20日 都道府県コード※ 11	
走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 1 30.0	輸送貨物品目コード 85 重量(kg) 十 万 千 百 十 一 2500	キログラム数で表せないものは、 すべてこの欄に記入してください。	輸送回数(回) 十 一 2 備考
貨物を積込んだ場所 10月20日 都道府県コード※ 11		貨物を取卸した場所 10月20日 都道府県コード※ 13	
走行距離(キロメートル) 千 百 十 一 2 30.0	輸送貨物品目コード 85 重量(kg) 十 万 千 百 十 一 2500	キログラム数で表せないものは、 すべてこの欄に記入してください。	輸送回数(回) 十 一 2 備考

**走行距離**  
 1 運行の走行距離の半分をそれぞれに記入してください。  
 $60.0\text{km} \div 2 = 30.0\text{km}$

**重量(kg)**  
 各運行時の最大となった重量の合計の半分をそれぞれに記入してください。

**輸送回数**  
 1 運行を往路1回、復路1回とするので、それぞれ延運行回数分を記入してください。

申し訳ありませんが、「輸送状況欄」が足りない場合には、増補用調査票[別紙2]をコピーするか、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/k-toukei/>) より調査票を印刷してご利用ください。

# 【別紙1】

## 【都道府県コード一覧】

51	北海道石狩振興局	02	青森県	16	富山県	30	和歌山県	44	大分県
52	北海道渡島総合振興局	03	岩手県	17	石川県	31	鳥取県	45	宮崎県
53	北海道檜山振興局	04	宮城県	18	福井県	32	島根県	46	鹿児島県
54	北海道後志総合振興局	05	秋田県	19	山梨県	33	岡山県	47	沖縄県
55	北海道空知総合振興局	06	山形県	20	長野県	34	広島県		
56	北海道上川総合振興局	07	福島県	21	岐阜県	35	山口県		
57	北海道留萌振興局	08	茨城県	22	静岡県	36	徳島県		
58	北海道宗谷総合振興局	09	栃木県	23	愛知県	37	香川県		
59	北海道オホーツク総合振興局	10	群馬県	24	三重県	38	愛媛県		
60	北海道胆振総合振興局	11	埼玉県	25	滋賀県	39	高知県		
61	北海道日高振興局	12	千葉県	26	京都府	40	福岡県		
62	北海道十勝総合振興局	13	東京都	27	大阪府	41	佐賀県		
63	北海道釧路総合振興局	14	神奈川県	28	兵庫県	42	長崎県		
64	北海道根室振興局	15	新潟県	29	奈良県	43	熊本県		

## ☆北海道各振興局管内市町村一覧

51	北海道石狩振興局	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
52	北海道渡島総合振興局	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
53	北海道檜山振興局	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
54	北海道後志総合振興局	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
55	北海道空知総合振興局	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
56	北海道上川総合振興局	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
57	北海道留萌振興局	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
58	北海道宗谷総合振興局	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
59	北海道オホーツク総合振興局	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町
60	北海道胆振総合振興局	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町
61	北海道日高振興局	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
62	北海道十勝総合振興局	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
63	北海道釧路総合振興局	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
64	北海道根室振興局	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、薬取村

品目コード一覧

品目分類	品目コード	主な品目（例示）
穀物	10	米、麦、雑穀・豆
野菜・果物	11	いも類、野菜類、果物類
その他の農産品	12	工芸作物、農産加工品、他に分類されない農産品（種子、花、苗、綿花、麻類、さとうきび、ビート、コーヒー豆、観葉・園芸植物類等）
畜産品	13	鳥獣類（主として食用のもの）、鳥獣肉・未加工乳・鳥卵、動物性粗繊維・原皮・原毛皮、他に分類されない畜産品（その他動物類、愛玩動物、虫類等）
水産品	14	魚介類（生鮮・冷凍、塩蔵・乾燥のもの）、その他の水産品（海藻類、鑑賞魚、淡水魚、真珠等）
木材	20	原木、パルプ用材、製材（材木、建築・建設資材、板類等）、その他の林産品（植木、天然樹脂類、木材チップ、ゴム（天然）、樹皮等）
薪炭	21	薪、木炭、オガライト等
石炭	30	石炭、亜炭等
金属鉱	31	鉄鉱、その他の鉄属鉱、非鉄鉱
砂利・砂・石材	32	砂利、碎石、バラスト、砂、骨材、砂袋、石製品
工業用非金属鉱物	33	石灰石、りん鉱石、原塩、原油、天然ガス、温泉、園芸用土、その他の非金属鉱物
鉄鋼	40	鉄、鋼（粗鋼）、鋼材、配管資材、レール等
非鉄金属	41	地金、合金、伸銅品、電線・ケーブル、貴金属（工業品）
金属製品	42	建設用金属製品、建築用金属製品、線材製品、刃物、工具、その他の金属製品（ばね類、缶類、鉄・アルミ製品、溶材、金具等）
輸送用機械	44	自動車、船舶、航空機、鉄道車両、自転車等
輸送用機械部品	45	輸送用機械の部品（自動車用、船舶用、航空機用、鉄道車両用、自転車用等）
その他の機械	46	産業機械、電気機械、家電製品、その他の機械
セメント	50	セメント、パラセメント
その他の窯業品	51	セメント製品、コンクリート製品、れんが、石灰、その他の窯業品（瓶類、ガラス製品、陶器類、耐火材、カーボン等）
コークス・その他の石炭製品	56	コークス類、煉炭等
化学薬品	57	硫酸、ソーダ、アルコール（食用を除く）、その他の化学薬品
化学肥料	58	窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、その他の化学肥料
塗料・染料・その他の化学工業品	59	染料・顔料・塗料・合成樹脂、動植物性油脂、プラスチック製品、ビニール製品、他に分類されない化学工業品（火薬類、インク類、医薬品、化粧品、化学用品等）
紙・パルプ	60	用紙類、ちり紙類、ダンボール類、巻取紙、包装紙、パルプ等
繊維工業品	61	糸（紡織半製品を含む）、織物（繊維二次製品を含む）
製造食品	63	製造食品（肉製品、酪農製品、缶詰、菓子、調理冷凍食品）
食料工業品	64	飲料、その他の食料工業品（調味料類、でんぷん類、酵母、動物性製造食品、飲料水、たばこ等）
日用品	70	書籍・印刷物、衣服・身廻品・はきもの、文具・玩具・運動・娯楽用品・楽器、家具・装備品、衛生・暖房用具、台所及び食卓用品、他に分類されない日用品
その他の製造工業品	71	ゴム皮革製品（他に分類されないもの）、木製品（他に分類されないもの）、他に分類されない製造工業品
金属くず	80	鉄・アルミ・鉛くず、スクラップ、解体車両等
その他のくずもの	81	粗大ごみ、廃材、廃油、古新聞、古紙、もみがら、プラスチックくず、木くず、紙くず、ガラスくず、スラグ、古タイヤ等
動植物性製造飼・肥料	82	牧草、乾草、糞類、灰類、堆肥、ぬか類、酒かす、ペットフード等
輸送用容器	84	金属製輸送用容器（ガス容器、ドラム缶、タンク等）、その他の輸送用容器（コンテナ、樽、パレット、フレコン等）
取合せ品	85	引越荷物、郵便物・鉄道便荷物・貨物、自動車特別積合せ貨物、内航船舶小口混載貨物
廃棄物	86	その他の廃棄物（尿尿、汚泥、ごみ、廃液、枝木、コンクリート・アスファルトがら、産業廃棄物、雪等）
廃土砂	87	廃土砂（残土、瓦礫等）
揮発油	90	ガソリン、ベンジン等
重油	91	重油
その他の石油	92	石油類、軽油、灯油、ジェット燃料、潤滑油、機械油等
その他の石油製品	93	アスファルト、パラフィン、合材等
LPG及びその他のガス	94	プロパンガス、ブタンガス、その他の石油ガス製品

※輸送した貨物の品目について、一覧表のどれに該当するか不明な場合は、お問い合わせください。